

吉岡町小規模事業者等応援給付金

吉岡町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少し、経営に支障が生じている町内の飲食店及び小規模事業者に対し、事業活動の維持または継続のための支援として給付金を交付します。

給付要件

飲食店（注1） ※いずれにも該当すること	飲食店以外の小規模事業者（注2）
<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置及び緊急事態措置による、営業時間の短縮や酒類提供の取止め等、群馬県知事の要請を実施していること。 ○令和2年1月1日以前から申請日まで、町内に事業所があり、町内において継続して営業していること。 ○小規模事業者（注2）であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○次の個人事業主または法人であること。 <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主 ※いずれにも該当すること <ul style="list-style-type: none"> ①令和2年1月1日以前から申請日まで引き続き吉岡町の住民基本台帳に登録されている者。 ②事業所の所在地が令和2年1月1日から申請日まで吉岡町内にあり継続して営業していること。 ③事業により事業収入を得ている者。 法人 法人登記上の本店の所在地が令和2年1月1日から申請の日まで吉岡町内にあり、町内において継続して営業していること。
共通要件 ※いずれにも該当すること	
<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業収入が減少した小規模事業者（コロナ前後2カ年の確定申告書を比べて、事業収入が減少していること。） ○支店またはフランチャイズ店でないこと。 ○給付金受領後も事業活動を継続する意思がある事業者 ○町税を滞納していない事業者（新型コロナウイルス感染症の影響により徴収が猶予されている場合は除く。） ○吉岡町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する者並びにこれに類する業種でないこと。 ○政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。 	

注1 飲食店・・・日本標準産業分類 大分類M〈宿泊業、飲食サービス業〉－中分類76〈飲食店〉に該当する者。（持ち帰り・配達飲食サービス業は除く）

注2 小規模事業者・・・中小企業基本法第2条第5項の規定による小規模企業者。

対象業種	常時使用する従業員の数
①商業・サービス業（卸売・小売・飲食店等）	5人以下
②サービス業のうち、宿泊・娯楽業	20人以下
③製造業・その他（製造・運輸・建設・農業等）	20人以下

（裏面に続く）

給付金額

1 事業者につき 1 回のみ 飲食店・・・5 万円
飲食店以外の小規模事業者・・・3 万円

給付金の使途

事業活動の維持または継続に要する費用

申請期間

令和 3 年 9 月 2 1 日（火）～令和 3 年 1 1 月 3 0 日（火）必着

申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則 **郵送** でお願ひします。

郵送先：〒370-3692 吉岡町大字下野田560番地
吉岡町役場 産業観光課産業振興室 給付金担当

申請書類

個人事業主	法人
<p>○本人確認書類の写し(免許証、保険証等)</p> <p>○所得税確定申告書第一表を、①②のとおり 2 年分(第一表の事業収入金額が空欄の場合は収支内訳書を併せて添付)</p> <p>①令和 1 年分の確定申告書(新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない又は影響が少ない申告書の写し)</p> <p>②令和 2 年分の確定申告書(新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間を含む申告書の写し)</p> <p>※所得税の確定申告をしていない場合は、町県民税申告書を添付。</p> <p>※①と②の事業収入額(売上高)を比較して、②が減少していること。</p> <p>※受付印があるもの。また、e-Tax での申告の場合は、受信通知も併せて提出してください。</p> <p>※申告書記載の個人番号は、黒で塗りつぶしてください。</p>	<p>○履歴事項全部証明書の写し(申請日から 3 ヶ月以内に発行されたもの)</p> <p>○法人税確定申告書別表一と法人事業概況説明書を①②のとおり 2 年分</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない又は影響が少ない直近の申告書の写し</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間(令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日まで)を含む申告書の写し</p> <p>※①と②の事業収入額(売上高)を比較して、②が減少していること。</p> <p>※受付印があるもの。また、e-Tax での申告の場合は、受信通知も併せて提出してください。</p>
飲食店	
<p>○飲食店営業許可書または喫茶店営業許可書の写し</p>	
共通事項	
<p>○吉岡町小規模事業者等応援給付金交付申請書(様式第 1 号)</p> <p>○誓約書(様式第 2 号)</p>	

【お問合せ先】 吉岡町産業観光課産業振興室 電話 0279-54-3111
午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 ※土曜日・日曜日・祝日は除く